



進路だより

揖斐特別支援学校

キャリア支援部 第9号



～ 未来へはばたくみなさんへ ～

令和6年度 2月発行

～#51イチローさんが若者に伝えたこと～

1月22日（水）に大変嬉しく、日本人として誇らしいニュースがありました。イチローさんが、日本人初、さらにはアジア人初となる MLB の殿堂入りを果たしました。日米ともに資格初年度で“同時殿堂入り”の快挙を達成しました。イチローさんは現役時代から数々のユニークなデザインのTシャツを身に付けることが話題になっていましたが、イチローさんが会見で着用していたTシャツには1枚のドアが描かれ、ドアノブが野球ボールのデザインになっていました。この日のデザインについて記者に質問されると「メッセージとしては自分が好きなことを見つけて夢中になれることに飛び込んでいこう、そのドアを開けてみようという意味を込めている」と話していました。イチローさんがメジャーリーグの年間安打記録を破ったときの記者会見で話された言葉で「小さいことを積み重ねる事が、とんでもないところへ行くただひとつの道だと思っています。」があります。イチローさんは、子どもの頃から素振りやストレッチなどの基礎練習を続け、アメリカに渡った後もずっと欠かさなかったそうです。

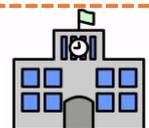
★2025年は、巳年です。「巳」は脱皮を繰り返して成長する蛇のイメージから「再生と復活」の象徴とされてきました。今までの自分を脱皮し、新しいことに挑戦してみましょう。小さなことから大丈夫です。自分の殻を破り、一歩ずつ成長しましょう！！

障害年金（障害基礎年金）について、研修会を開催しました！！

先月の17日（金）に、高等部の保護者を対象に進路研修会を開催しました。社会保険労務士の田中佐菜江様を講師に招き、「障害基礎年金」について講話をしていただきました。当日は、14名の保護者の方が参加され、田中様から“障害基礎年金の請求手続きの進め方”について、流れや必要書類の記入上のアドバイス等、実例を交えながらご講話をいただき、参加者にとって学ぶべき点の多い研修会となりました。当日、欠席された保護者の方にも資料を配付しましたので、必ず一読ください。以下に要点を3つにまとめてみました。

◆一番知ってほしいことは、障害年金を受給するための要件を満たしていても、請求（申請）をしない限り、障害年金を受給することはできないということです。もちろん、障害者手帳を持っていても自動的に障害年金が支給される訳ではなく、請求手続きが必要です。

裏面へつづく



◆障害年金の請求（申請）手続きには、時間がかかります。準備を始めてから請求するまで、2～3か月は見ておく必要があります。お子様が特別支援学校に通学しているので、基本的に「初診日」は20歳前（知的障がいでは、初診日がいつであるかにかかわらず、誕生日が初診日）になります。その結果、保険料納付要件も満たしています。そのため、20歳に達した日（20歳の誕生日の前日）が“障害認定日”となります。

障害認定日以降に手続きができるため、20歳の誕生日の3か月前くらいになったら、年金事務所または市町村役場の国民年金課へ行き、申請書類を取りに行く必要があります。医師に診断書を書いてもらう必要もありますので、余裕をもって行いましょう。年金の支給開始月は、障害認定日の翌月からになります。



◆知的障がいの障害年金認定では、診断書裏面の「日常生活能力の判定」と「日常生活能力の程度」が特に重要なポイントになります。これらの2つの項目は、一人暮らしであると仮定して、医師が記載することになっています。

日常生活の自立状況がきちんと診断書に反映されているか確認しましょう。保護者の方が手続きされることが多いと思います。いつも一緒に生活していると、その状態が当たり前になっているかもしれません。医師に診断書を依頼する時は、客観的に見て、お子様ができること・できないことを伝えるよう心がけましょう。